

北名古屋市監査公表第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定による随時監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第 12 項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和元年 10 月 23 日

北名古屋市監査委員 大 野 真 一

北名古屋市監査委員 大 野 厚

3 1 北 総 第 7 2 号

令和元年10月15日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 大 野 厚 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

随時監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和元年9月9日付け31北監第57号で随時監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜総務課＞

1 【指摘事項】

使用場所が不明な鍵については早急に処分すること。

2 【措置状況】

指摘事項については、早急に処分します。また、各課に対して処分するよう通知します。なお、机、ロッカー、棚の鍵については、紛失した鍵を再度作成し使用しているケースも見受けられることから、これらの不明な鍵を総務課において一旦回収し、全庁に照会した後、処分します。

3 【監査委員意見】

- (1) 同じ鍵を大量に作成し保有している施設があるが、紛失・盗難のリスクや管理の煩雑化を考慮し、保有数を必要最小限にするべきである。スペアを作成するなどして余分に保有している鍵については処分するなど、必要最小限の保有としていただきたい。
- (2) 管理者が一括で鍵を管理している場合に、鍵の管理名簿を作成していない課があるが、異動の際に鍵の種類・数量等が引継ぎされないことによる、管理不全が発生する。管理者が鍵を管理する場合も管理名簿を作成し、異動の際に鍵の管理を引継ぎしていただきたい。

4 【措置状況】

- (1) 同種の鍵は必要最低限の保有とするよう各課に対して通知します。また、保有者（管理者）と鍵をリスト化するようにします。なお、余分に保有している鍵については、各課において数量・保管場所等の一元管理を徹底するよう、併せて通知します。
- (2) 鍵の種類・数量等を記載した管理名簿を作成し、管理者が異動する際には、名簿とともに鍵を引継ぐよう各課に通知します。

3 1 北 財 第 3 3 号
令和元年 9 月 3 0 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様
北名古屋市監査委員 大 野 厚 様

北名古屋市長 長 瀬 保
(公 印 省 略)

随時監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和元年 9 月 9 日付け 3 1 北監第 5 7 号で随時監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜財政課＞

1 【監査委員意見】

業務委託などで鍵が外部の受託者に渡っている場合において、委託者は鍵の管理状況を把握し、適正な管理をしていただきたい。契約書で取扱いを明確にし、管理状況についての記録を書面で提出してもらうことや、その書式のひな形の作成を検討されたい。

2 【措置状況】

業務委託において、原則、外部の受託者に安易に鍵を渡すのではなく、担当職員立会いの下、当該委託業務がスムーズに遂行できるよう協力し、例外的に、必要性があり、受託者に一時的に鍵を渡す場合は、渡す者を特定し、その者の氏名、身分及び連絡先並びに理由を明確に把握するよう指導します。